

# 東京大学駒場寮「明け渡し」訴訟における 証人尋問の実施と慎重な審理を求める要請書

東京地方裁判所民事第二五部甲2A係 御中

現在、国は、東京大学駒場寄宿寮自治会などを相手取り、駒場寮の「明け渡し」を求める裁判を申し立てています。

このような事態に至っているのは、東京大学当局が、駒場寮生や東大生に何の相談もなく、一方的に駒場寮の「廃寮」を決定したことに端を発しています。これに対して、学生・寮生は、学生投票やストライキなどで繰り返し、「廃寮」反対の意志を示してきましたが、東大当局は聞く耳を持たず、一九九六年四月、一方的に駒場寮の「廃寮」を宣言しました。そして、多くの学生が生活しているにもかかわらず、駒場寮の電気・ガスをストップし、挙げ句の果てには大量のガードマンを雇って、暴力的に寮施設を破壊するなどして駒場寮の「廃寮」を強行しようとしてきました。学生・寮生はその後、話し合いによる解決を求め続けてきましたが、東大当局はこれも無視し、国の力を借りて学生を裁判に訴えるという、東大史上にもない、前代未聞の行動に出ました。

現在、国側はこの裁判の中で、証人尋問をはじめとする十分な審理も抜きに、早急に裁判を結審して判決を下すことを裁判所に求めています。

しかし、経済的に苦しい学生が多数生活している駒場寮の「明け渡し」は、多くの学生の学生生活に深刻な影響を及ぼします。さらに、駒場寮問題は、大学における学問の自由を守るためにも不可欠な、大学自治のあり方の根本に関わる問題であり、その結果は全国的にも大きな影響をもたらします。

この裁判の結果がもたらすこのような重大な影響を、貴裁判所が十分に理解され、被告側が申請している証人尋問を実施するとともに、慎重な審理を行われるよう、要望する次第です。

一九九九年 月 日

氏名	住所

## 【集約先】

東京大学駒場寮委員会

東京都目黒区駒場三 八一 東京大学駒場寮

三(三四六七)七二五八(代表)

東京大学教養学部学生自治会正副委員長

東京都目黒区駒場三 八一 東京大学教養学部学生会館二 八号室

三(五四五四)四三四四

東京大学教養学部学友会学生理事会

東京都目黒区駒場三 八一 東京大学教養学部「キャンパスプラザ」A 一 二号室

三(三四六九)二五四四